

# 第8回総会議事録

(令和6年2月26日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第8回総会 議事録

日 時	令和6年2月26日（月）14時00分～17時30分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 都市農地賃借法に基づく特定都市農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第12号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>第13号議案 令和7年度税制改正要望の意見取りまとめについて</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した1月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p> <p>第9号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>33番 許可</p> <p>34番 許可</p> <p>35番 許可</p> <p>36番 許可</p> <p>37番 許可</p>

第 2 号議案

20番 許可相当

第 3 号議案

27番 許可相当

28番 許可相当

29番 許可相当

第 4 号議案

52番 証明交付

53番 証明交付

54番 証明交付

55番 証明交付

56番 証明交付

57番 証明交付

第 5 号議案

26番 証明交付

27番 証明交付

28番 証明交付

29番 証明交付

第 6 号議案

22番 利用確認

23番 利用確認

24番 利用確認

25番 利用確認

26番 利用確認

第 7 号議案

11番 証明交付

第 8 号議案

27番 協力

28番 協力

29番 協力

30番 協力

31番 協力

32番 協力

	<p>33番 協力</p> <p>34番 協力</p> <p>第9号議案 1番 承認</p> <p>第10号議案 1番 決定</p> <p>第11号議案 決定</p> <p>第12号議案 決定</p> <p>第13号議案 決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第8回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号12番 岡本 肇委員、15番 関戸 裕一委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>33番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は農地を申請地しか持っておらず、また、細長い形状で営農の効率が悪いため、隣接地所有者である譲受人に話が行きました。譲渡人は今後も農業を行わないため申請するものです。</p> <p>譲受人の世帯の所有農地は露地野菜、水稻を中心に良好に耕作されています。1筆のみ非農地状態の土地を相続していますので、第4号議案にある非農地証明の申請をしています。</p> <p>常時従事者は本人も含め2人です。</p> <p>連続的に農地管理できるため、申請地も効率的に利用する見込みがあります。</p> <p>地域調和要件については、既に耕作している場所であり問題ないと考えられます。</p>

第4号議案非農地証明の議決を要件に、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議長 33番について、井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員 現地を確認しました。譲受人は全ての経営農地をきれいに耕作できている方で問題はありません。

議長 33番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
他の委員の意見がないようですので、33番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、この後の第4号議案52番の証明交付を条件に33番は許可と決定します。  
続いて、34番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は近隣地での経営拡大を検討していたところ、経営縮小を考えていた譲渡人からの話をうけ、今回の申請に至りました。  
譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑及として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は124aとなります。  
権利取得後、申請地では将来的に露地野菜を栽培する計画です。通作距離も譲受人宅から徒歩で1分の距離であることから問題ありません。  
周囲との調和条件については問題ありません。  
所有農地については、地区担当であります平本委員に代わり、鈴木推進委員ご確認をいただいております。  
以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えます。

議長 34番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員 若く意欲のある方で、メルカートなどに出荷をされています。問題ないと思います。

議長 34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
他の委員の意見がないようですので、34番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、34番は許可と決定します。

続いて、35 番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は高齢のため水田の管理ができなくなり、隣接する水田所有者である譲受人に話が行き、申請に至りました。

譲受人の世帯の所有農地は水稲、露地野菜畑として全て良好に耕作されています。常時従事者は本人 1 人です。

連続的に水稲が管理できるため、申請地も効率的に利用する見込みがあります。

周辺との調和用件は既に耕作している場所であり、問題ないと考えられます。

第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議長

35 番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員

譲受人は隣接する水田を耕作しています。特に問題ありません。

議長

35 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見がないようですので、35 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、35 番は許可と決定します。

続いて、36 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は近隣地での経営拡大を検討していたところ、所有者が死亡し、相続人もいない土地として処分を考えていた譲渡人からの話をうけ、今回の申請に至りました。

譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑及として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は 136a となります。

権利取得後、申請地では将来的に露地野菜を栽培する計画です。通作距離も譲受人宅から徒歩で 15 分の距離であることから問題ありません。

周囲との調和条件については問題ありません。

所有農地については、地区担当であります鈴木推進委員にご確認をいただいております。

以上、農地法第 3 条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。

議長

36 番について、鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員

キャベツを栽培されている方で、農機具の入った農業用倉庫も持っている方です。問題ないと思います。

議長

36 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見がないようですので、36 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、36 番は許可と決定します。

続いて、37 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は横浜市内で新規に法人を立ち上げて農業をはじめようと検討していたところ、高齢による農業の規模縮小を検討している譲渡人から話を受け、今回の申請に至りました。

譲受人は東京都で主に観葉植物の貸出を行う法人を運営しています。貸出を行う観葉植物は自社生産・自社管理を行っていますが、農地所有適格法人ではないので農地の新規取得が難しい状況です。したがって現在経営している法人から農業部門を切り離した新たな法人を立ち上げて、農地の新規取得を行います。

譲受人の構成員は代表取締役の単独です。代表取締役本人が農業従事者であり、発行済みのすべての株式と議決権を保有しています。年間 180 日以上農業従事されるため常時従事要件を満たします。また、売り上げの全部を農業生産物が占めており、農地所有適格法人としての要件を揃えています。

譲受人世帯および同一経営体で現在管理をしている農地はありません。

常時従事者は、本人も含め 1 人です。臨時雇用者は 50 人を確保しています。

通作は車で 40 分です。

農業は年間 180 日以上行う計画です。これらの状況から、申請地を効率的に利用する見込みがあります。

周辺との調和要件については、農地を購入後、東方土地改良区組合に所属して活動する意思があり、問題ないと考えられます。

申請を受付するにあたり、地区担当の根本推進委員と譲受人、事務局との三者面談を行いました。隣接地区担当の角田会長は当日ご欠席されたため、後日事務局から情報共有をさせていただきました。

以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

37 番について、まず根本推進委員の意見はいかがですか。

根本推進委員

事務局の説明のとおりです。弱ってしまった観葉植物を再生する事業をすることと、本社の近くの横浜の農地を購入したいと聞いております。当該地の農業用ハウスは数年前の台風で壊れてしまったところで、修理されずそのままになっていた場所でした。前回の総会資料で利用権の申請者一覧の中にも名前のある方で、この後は青葉区鉄町の農地を借りられる予定があるとのことと。面談をしましたが、特に問題はないと思います。

議長

37 番について、私の意見をお伝えします。

事務局から送られた資料と共有された情報を確認しましたが、これから横浜で農業をされるにあたり特に問題はないと思います。

以上、37 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見がないようですので、37 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、37 番は許可と決定します。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。20 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は両親の介護もあり、耕作を続けていくことが困難になってきていたところ、近隣住民より駐車場として土地を貸して欲しいという申し入れを受けました。自宅の隣接地であり管理がしやすい申請地を駐車場として貸すため転用の申請をするものです。

立地基準は、第 3 種農地です。500 メートル以内に新田小学校、ししがはな公園があり前面道路に上・下水管及びガス管が埋設されています。

申請地は平坦な部分と法面に分かれています。平坦な部分は南側の入口以外はすでにコンクリートブロックで囲まれています。既存のコンクリートブロックを活かし、平坦な部分を駐車場として利用する計画です。駐車場敷地部分は浸透性アスファルト舗装とします。雨水は自然浸透としますが、オーバーフロー分については新設する集水桝に集め、既存桝を経由して公共下水道へ流します。この計画は港北土木事務所と打ち合わせ済みです。北側の法面部分は防草シートで保護してありますが、そのままとします。隣接地の所有者には本計画について説明し同意をいただいております。

所有農地に違反転用はありません。

現地は地区担当の加藤保委員に確認いただいております。

計画は妥当であり、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

20 番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。

加藤保委員

説明は事務局のとおりです。特に問題はないと思います。

議長

20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

ないようですので、20 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。



委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、20 番は許可相当とし市に進達します。  
続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。27 番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は、旭区に本店を置く土木建築工事業者です。現在、足場材を複数の協力業者の敷地に置かせてもらっており、外壁の加工、組み立て作業を現場の狭いスペースで行っているため、効率の悪い状況です。また、事業拡大に伴い、倉庫が手狭になっています。そのため、新たな資材置場や作業スペースが必要となり転用するものです。申請地は、本店や現場にアクセスしやすい場所として選定されました。

立地基準は第 3 種農地です。500m 以内に新井町公園、新井町稻荷通公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、地面は転圧工事のみで、浸透柵を設置し、雨水を敷地内で処理します。北側は隣地の既存ブロック、西、南側は既存土留めがあります。東側のグループホームとの境は、採光等を考慮しフェンス等の設置をしないことを隣地所有者と協議しました。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 27 番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員 事務局の説明のとおりです。特に問題はないと思います。

議長 27 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
ないようですので、27 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、27 番は許可相当とし市に進達します。  
続いて、28 番について、事務局から説明してください。

事務局 本申請による転用用途は、作業場です。譲受人は自動車を海上輸送用のコンテナに梱包する事業を営んでおり、現在は取引業者から大黒ふ頭のヤードを借りて梱包作業を行っています。この度、円安等により業績好調のため、他の業者からも梱包業務を受注したく作業場となる土地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。

農地区分は第 2 種農地、市街化区域 500m 以内、10ha 未満です。現在取引している業者以外から受注した案件の作業をする場合は、大黒ふ頭のヤードを借りることができないため、他の場所を探す必要がありました。事務所からの距離が 20 分以内で、搬

入出経路に高速道路をよく利用するため I C に近く、40 フィートコンテナを運ぶ大型車両の出し入れを安全に行える幅員 7 m 以上で、交通量の少ない道路に面した土地を探していたところ、条件に合う唯一の土地が申請地でした。

雨水は敷地内を砕石舗装にして自然浸透させます。隣地への砕石の流出を防ぐため、東側境界にはブロック 7 段積み、南側境界の一部にはブロック 5 段積みを新設し、出入口には縁石を新設します。北側と西側の境界には既存のブロックがあります。

他法令の調整状況は、歩道の切り下げ工事を行うことについて都筑土木事務所に確認済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

28 番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

事務局の説明のとおりで、特に問題はないと思います。

議長

28 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

ないようですので、28 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、28 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、29 番について、事務局から説明してください。

事務局

今回の申請について、造成全体の面積約 27,000 m<sup>2</sup>のうち、拡張部分が約 12,000 m<sup>2</sup>ですが、そのうちの約 4,000 m<sup>2</sup>が地目畑となっているため、農地転用を申請するものです。

譲受人は東京都に本社を置き、衛星通信事業を営む法人です。譲受人が緑区三保町に所有する衛星管制センターでは 基地局及びパラボラアンテナを設置し、通信衛星等の監視・制御を行っています。

この度、管制対象とする衛星の増加に伴い、新たに区域を拡張して造成を行い、管制基地局やパラボラアンテナを増設する計画です。

申請地は既存施設に隣接しており、民家も少なく地形や近隣の建築物による電波の遮蔽を受けることないため技術的・地形的に見てもこの場所が条件に合致する場所だったとのことでした。

現地は既存の施設と山林及び資材置場に囲まれていますので、事業地周辺には田畑はありません。申請地の畑 3 筆についても耕作できる面積はとても狭く、その平地部分をウメや花桃として、耕作・管理されていました。この畑の進入路は、山林を通らなくては行けないため、耕作するには不便な場所だったようで今回の転用の話に応じたとのことでした。

立地基準は第 2 種農地です。10ha の集団農地に属していません。

譲渡人の所有農地のうち、非農地状態となっている筆がありましたので、併せて第4号議案で審議します。

造成計画ですが既存の衛星管制センターの隣にある山を崩して底地となっている畑を埋めます。既存の施設と同じ平面にして建築物やパラボラアンテナを建てる計画です。

周囲に農地はありません。

雨水や汚水はそれぞれ公共の下水道に接続して流します。

敷地内はアスファルト敷きとします。

周囲はもともとある山林を自然緑地として、造成部分は、間知ブロックと緑化樹木による緑化を行います。

他法令との調整は、1ヘクタール以上の開発計画のため、神奈川県土地利用調整条例認可済です。宅地造成等規制法は受付済です。

委員会の審議後、神奈川県ネットワーク機構へ諮問した後、市へ進達したいと考えております。

議長

29番について、地区担当の斎藤推進委員の意見はいかがですか。

斎藤推進委員

事務局から説明を受けました。特に問題はないと思います。

議長

29番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

ないようですので、29番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、この後の第4号議案57番の証明交付を条件に29番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。52番から57番までについて、事務局から説明してください。

事務局

52番について、3条-33の関連非農地です。立地基準は第3種農地です。11年間資材置場として使用されていることを航空写真で確認しました。(渡利)

53番について、立地基準は第3種農地です。17年間公衆用道路として使用されていることを航空写真で確認しました。(出籠)

54番について、立地基準は第2種農地です。11年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。(出籠)

55番について、立地基準は第2種農地です。11年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。(佐藤一)

56番について、立地基準は第2種農地です。11年間農業用施設用地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。(渡利)

57番について、5条-29の関連非農地です。立地基準は第2種農地です。15年間通路として使用されていることを航空写真で確認しました。(山内)

議長

52番から57番までについて、委員の意見、質問等がありますか。  
ないようですので、52番から57番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、52番から57番までにつきまして証明交付とします。また、52番と57番が証明交付となりましたので、関連案件である第1号議案33番と第3号議案29番についても許可要件が成立しましたので、よろしく願いいたします。  
続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。26番について事務局から説明してください。

事務局

当該地は生産緑地です。相続人は露地野菜を耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。

現地の状況については地区担当の杉崎委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。

なお、申請地のうち、農業用倉庫および、倉庫・電柱を除外として取り扱います。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長

26番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員

相続人は私の知り合いの方で、普段から耕作について問題ないことは確認しております。

議長

26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
ないようですので、26番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、26番は証明交付とします。  
続いて、27番について事務局から説明してください。

事務局

当該地は農用地です。相続人は田を所有し、水稻を耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。

現地の状況については地区担当の杉崎委員に申請者立ち合いのもと、確認いただい

ております。除外する部分はありません。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。

議長

27番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員

現地を確認しましたが、耕作に問題はないと思います。

議長

27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

ないようですので、27番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、27番は証明交付とします。

続いて、28番について事務局から説明してください。

事務局

被相続人はこれまで、申請地について2名の方にそれぞれ特定貸付を行ってきました。相続人も引き続き、その2名に特定貸付を行います。相続人はご自身でも別の農地で耕作をしている方で、万が一特定貸付が解約になった場合も問題ないことを確認しています。

2月13日に地区担当の守谷委員と相続人と現地立会いを行いました。農地は露地野菜を中心に良好に耕作されています。

なお、申請地のうち、野菜販売台および、PHS基地局と稲荷神社を除外として取り扱います。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

28番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員

相続人は一生懸命農業をされている方で、問題ないと思います。

議長

28番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

ないようですので、28番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、28番は証明交付とします。

続いて、29番について事務局から説明してください。

事務局	<p>相続人は露地野菜を中心に良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。現地の状況については地区担当の河原推進委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。除外物は農業用倉庫が3箇所です。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	29番について、地区担当の河原推進委員の意見はいかがですか。
河原推進委員	相続人はきれいに耕作をされており、今後も農業を続けられる意思があることを確認しました。問題ないと思います。
議長	<p>29番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>ないようですので、29番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、29番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。22番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1月15日に地区担当委員の飯田委員と相続人で立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上から、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えています。</p>
議長	地区担当の飯田委員の意見はいかがですか。
飯田委員	きれいに耕作されている方です。今後も野菜を作っていく意欲のある方で、問題ないと思います。
議長	<p>22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>ないようですので、22番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、22番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、23番について事務局から説明してください。</p>

事務局            こちらの案件につきまして、1月30日に地区担当委員の杉崎委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は露地野菜を中心に適正に管理されていることを確認しております。

                    以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨を報告したいと考えております。

議長                地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員           現地を確認しました。耕作に問題はないと思います。

議長                23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

                    ないようですので、23番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員                (挙手)

議長                賛成多数のため、23番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

                    続いて、24番について事務局から説明してください。

事務局            こちらの案件につきましては、1月30日に事務局と杉崎委員とで現地の確認を行い、全て適正に耕作されていることを確認しております。

                    このように、適正に耕作されていることから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨を報告したいと考えております。

議長                地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員           現地はきれいに耕作されています。問題ないと思います。

議長                24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

                    ないようですので、24番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員                (挙手)

議長                賛成多数のため、24番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

                    続いて、25番について事務局から説明してください。

事務局            こちらの案件につきましては、1月30日に事務局と杉崎委員とで現地の確認を行い、全て適正に耕作されていることを確認しております。

このように、適正に耕作されていることから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨を報告したいと考えております。

議長 地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員 こちらのについても耕作に問題はないと思います。

議長 25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
ないようですので、25番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、25番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。  
続いて、26番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては、2月1日に相続人と金子春夫推進委員、事務局で立会いを行いました。

現地調査により、水田や梨畑等として農地が適正に管理されていることを確認しております。

以上のことから緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨を報告したいと考えております。

議長 地区担当の金子春夫推進委員の意見はいかがですか。

金子春夫推進委員 一生懸命耕作されている方で問題ありません。

議長 26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
ないようですので、26番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、26番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。  
続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。11番について、事務局から説明してください。

事務局 令和3年7月30日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく主たる従事者証明の発行を願い出たものです。  
この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明



の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 地区担当の加藤義晴委員の意見はいかがですか。

加藤義晴委員 主たる従事者が農業をされていた方だということは確認しています。証明発行に問題ないと思います。

議長 11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
ないようですので、11番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、11番は証明発行と決定します。  
続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。27番から34番について事務局から説明してください。

事務局 31番のみ主たる従事者証明発行済みです。その他は生産緑地指定から30年経過したことによる買取申し出です。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、3月5日(火)を期限として事務局までご連絡ください。

議長 27番から34番までについて、あっせんに協力します。  
続いて、第9号議案「都市農地賃借法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。1番について、事務局から説明してください。

事務局 申請地は隣接の土地所有者の自宅から通作しており、道路に接しておりません。そのため、北側の宅地の所有者から通行許可を取り、その土地を通過して利用者はこの農園にアクセスします。

周りの道路は狭く、駐車場もありませんが、綱島駅、新綱島駅から徒歩10分圏内の場所に位置し、周りも住宅街に囲まれているため利用者は徒歩で通うことができます。もともと露地野菜、栗などの果樹を栽培している農地であり、境界木もあるため、周囲への影響はほとんどないと思われます。

貸付区画は1区画3㎡または4.8㎡で区画数は合計120区画です。

農園の名称はシェア畑 綱島です。

貸付期間は1年間です。

貸付に係る賃料は年間24000円～48000円、付帯料金は88800円～94800円です。

募集方法は立て看板、チラシ、新聞折り込み、インターネット等です。

管理者は開設者です。

横浜市と土地所有者との貸付協定は締結済みです。

なお、特定都市農地貸付後も土地所有者が申請地における生産緑地の主たる従事者の1人であり続けるためには、土地所有者が管理業務の1割以上従事していることが必要です。本申請については、土地所有者が年間40日以上、農地が適正に管理されているかの見回り、必要に応じて農園開設者に除草等の促し、周辺住民からの苦情等の相談対応を行うとのことでした。

申請地は相続税の納税猶予を受けており、継続予定です。

地区担当委員の川田委員に現地をご確認いただきました。

以上の申請内容から、都市農地貸借法 第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項について適当と認められると考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

1番について、地区担当の川田推進委員の意見はいかがですか。

川田推進委員

周囲は住宅と農地です。農園の開設にあたり、周囲の農地に影響はないと思います。また、通路の通行許可についても問題ないと思います。

議長

1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

菅沼委員

賃料を決めたのは誰でしょうか。募集金額が相場に対して高い印象がありますが、いかがでしょうか。

事務局

開設者が費用を総合的に判断して算出をしています。まずは申請書の金額で募集をし、申し込み状況を勘案して価格を調整するものと思われます。

岡本委員

私の近所にも貸農園がありますが、利用者は車で通作されています。こちらの農園には駐車場は設置しないのでしょうか。

事務局

駐車場は設置をしない計画です。

遠方から来られる方は電車を利用することを想定しています。その場合は農機具の持ち運びが難しいので、開設者が農園に用意した農機具を利用者に貸し出します。

坂田委員

駐車場を設置しないことについて、本当に問題はありませんでしょうか。

万が一違法駐車が発生し、近隣から苦情が来た際には、農業委員会としてどのように対応する考えでしょうか。

事務局

農園開設の際に開設者と横浜市とで協定を結ぶ際に、違法駐車対策をするように指導をしています。もし近隣から苦情が来た際は北部農政事務所にご連絡いただければ、担当者から開設者および土地所有者に指導を行うことになっています。

杉崎委員	農地に駐車場を設置することはできないのでしょうか。できるとすれば、どんな手続きが必要なのでしょうか。
事務局	農地転用により駐車場を設置することはできますが、当該農地の立地により必要な手続きが変わります。
菅沼委員	開設者は横浜市内にいくつか農園を開設していますが、過去に違法駐車で近隣とトラブルになったことがあります。今回の申請地もトラブルにつながる可能性があるのであれば、許可をしないことが妥当ではないのでしょうか。
事務局	開設者が過去に近隣とトラブルになったことがあったとしても、不許可にする要件には該当しないため、それを理由に直ちに不許可にはできません。 問題が起きた際には、北部農政事務所から管理者に確認をとり、是正や改善を促す対応を行っています。
井上委員	議案書を読む限りでは、農機具置場や水汲み場、更衣室が見当たりません。市街地であればこれらの設備は必要だと思うのですが、なくても本当に問題はありませんでしょうか。
事務局	農機具と農業用倉庫は、土地所有者が所有している隣接地にそれぞれ設置されており、それを利用する計画です。更衣室を設置する計画はありません。
議長	横浜市と開設者との契約には駐車場設置の義務はありませんが、近隣でトラブルが起きた際には市から引き続き指導を行うようよろしくお願いします。
内田推進委員	議案書を読むと農園に空きスペースがあります。ここに駐車場を設置するよう、事務局から指導をすることはできないのでしょうか。
事務局	駐車場の設置は農園開設の許可条件ではないので、事務局から指導をすることは難しいと思います。総会で指摘を受けた懸念点については開設者に伝え、近隣に迷惑をかけないように利用者に働きかけてもらう対応を考えています。
議長	様々な意見が出ましたが、最後に担当の川田委員の意見を伺います。
川田委員	周辺農地に影響がないかどうかという視点では問題ないと思います。
議長	それでは多数決を取ります。 1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、1番は承認と決定します。</p> <p>続いて、第10号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本案件は、令和3年に計画認定されましたが、賃借権の設定期間が令和6年3月31日で終了するため、その更新についてご審議いただくものです。議案書にあるとおり、令和4年2月4日から令和6年3月31日までの貸借期間を、令和9年3月31日まで延長します。</p> <p>申請者の事業計画の妥当性については、認定当初、総会で審議決定された内容と変更はありません。具体的には、事業の内容に関する基準について、議案書にあるとおり、地域特性に応じた作物の導入に該当することに変更ありません。農地法3条でいう地域との調和要件について、議案書にあるとおり、変わりなく満たしています。全部効率利用要件について、申請者世帯は仏向町に生産緑地を複数所有し、いずれも露地野菜を中心に全て良好に耕作されていることを確認しています。なお、議案書に記載のあるとおり、農地所有者が1割以上の農業の業務に従事するため、「主たる従事者」と認められ、死亡等があった場合は生産緑地の買取申出が可能となります。</p> <p>本案件は地区担当の内田推進委員に確認いただいております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>こちらは契約内容に変更はなく、期限の延長のみを申請するものです。</p> <p>1番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。</p>
内田推進委員	<p>借りられている方は大変きれいに耕作されています。ダイコンの葉の長さをきれいに揃えて栽培されているような几帳面な方で、問題ないと思います。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>
根本推進委員	<p>今回の申請は更新契約ですが、契約内容に変更がない場合でも、初回の申請と同じように書類を一から揃えて申請しなければならないのでしょうか。一部の書類を使いまわしたり、提出が不要になったりしないのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には初回申請と同様の書類が、提出先の横浜市から委員会に提供されます。</p> <p>今回のケースでは公函等を流用しています。したがって、毎回全く同じ書類を揃えなければならないわけではありません。</p>
議長	<p>他に意見はありますか。</p> <p>ないようですので、1番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長

賛成多数と認め、1番は承認と決定します。

続いて、第11号議案「農用地利用集積計画案の審議について」審議します。農政推進担当から説明してください。

農政推進担当

今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、3月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、4月1日から利用権設定が開始になる予定です。今回、全体の設定筆数は計408筆で、面積は296,578.24㎡です。このうち、2の表が農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りるもの、3の表が一般法人等が借りるものです。39ページ以降が各筆明細です。この表は、左から、利用権を設定する農地、貸し手、貸借の条件、借り手という構成になっています。通常であれば1件ごとの個別説明は省略させていただきますが、1か所について事務局から個別説明を行います。

事務局

事務局からご説明いたします。

42ページの保土ヶ谷区上菅田町の3筆についてです。こちらは借手側が土壌改良を行った際に貸手側の想定と異なる方法だったことから、現在両者で調整中です。こちらは利用権設定開始日までに調整が終わることを条件に承認するとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長

第11号議案について、意見、質問等がありますか。

ないようですので第11号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、第11号議案については決定とします。

続いて、第12号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」審議します。農政推進担当から説明してください。

農政推進担当

今回、出し手分の設定筆数は計66筆で、面積は46,678.63㎡です。こちらは、地権者が農地中間管理機構に貸し付ける農地の一覧となっております。受けて分の設定筆数は計75筆で、面積は58,779.63㎡です。こちらは、農地中間管理機構が耕作者に実際に貸し付ける農地の一覧となっております。両者の筆数や面積が違う理由については、すでに農地中間管理機構に貸し付けた農地を新たに耕作者に貸し出す場合、1つの農地を複数人に貸し付ける場合が挙げられます。69ページ以降は各筆明細です。この表は、左から、権利を設定する農地、権利を設定する者、貸借の条件、権利の設定を受ける者という構成になっています。今後、神奈川県で認可・公表が行われ、権利設定が行われます。

以上、よろしくお願ひします。

議長	第 12 号議案について、意見、質問等がありますか。 ないようですので、第 12 号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 12 号議案については決定とします。 続いて、第 13 号議案「令和 7 年度税制改正要望の意見取りまとめについて」審議します。事務局から説明してください。
事務局	12 月総会で意見提出を依頼し 2 月の締切までに提出があったものについてとりまとめ、表にしています。 (議案書読み上げ)
議長	税制改正要望について、意見、質問等がありますか。
根本推進委員	現在の法律において、納税猶予地に後から農業用倉庫を設置する場合は期限確定の事由にならない、という事でしょうか。
事務局	その通りです。納税猶予期限確定の転用の例外として、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 8 項で規定されています。ただし、農地ではなくなっているので、次に相続が発生した場合は適用除外として相続税を支払う規定となっています。特例適用の対象とするよう要望を続けてきています。
議長	税制改正要望について、他の委員の意見、質問等がありますか。 ないようですので、税制改正要望について議案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 13 号議案について決定します。 以上で、議事については終了しましたので、報告事項第 1 号から第 9 号について、野路職代をお願いします。
野路職代	報告事項第 1 号から第 9 号について、事務局から説明をしてください。
事務局	(報告事項第 1 号から第 9 号まで、議案書のとおり一括報告)
議長	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。

ないようですので、報告事項を了承とします。  
これもちまして第8回総会を終了します。

(閉会 17時30分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和6年2月26日開催 第8回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	
5	小島 重信		出席	
6	平本 武夫		欠席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		出席	
11	小池 誠一郎		欠席	
12	岡本 肇	連合会理事	出席	議事録署名人
13	菅 沼 進		出席	
14	杉崎 精一		出席	
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	議事録署名人
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		出席	
18	石井 芳明		出席	
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯 嶋 啓 吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		出席	
7	中山 勝		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		出席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原 俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		出席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		出席	
19	森 正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし